児童発達支援事業所における自己評価結果(公表)

公表:2024年2月28日

事業所名 スマイルひろば匠 長野若宮店

		チェック項目	はい	どちらとも いえない	いいえ	工夫している点、課題や改善すべき点など
環境·体制整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係 で適切である	4	5		当施設の訓練指導室は約56㎡あります。国の設備基準である児童1人 当たり3m ² 以上という基準以上の広さを満たしています。
	2	職員の配置数は適切である	7	2		児童10人に対し指導員2人という国の人員配置基準に加え、加算要件を満たす人員配置を行っています。
	3	事業所の設備等についてバリアフリー化の 配慮が適切になされているか	2	5	2	入口の段差はありますがそれ以外は段差もなく、安全に過ごせるよう 配慮しています。
業務改善	4	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	6	3		PDCAサイクルを意識して朝夕の振り返り時や職員会で職員全体にに共有できればと考えています。
	5	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	8	1		
	6	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	8		1	児童発達支援事業利用者の保護者向け評価表による評価と公表を実施し、意向を把握し、改善に努めています。HPにも掲載しています。
	7	第三者による外部評価を行い、評価結果を 業務改善につなげている	5	2	2	現在は利用者と社内の評価のみとなって1ます。 実施に向けては今後の検討課題とします。
	8	職員の資質の向上を行うために、研修の機 会を確保している	6	3		外部施設の方に依頼し、研修を行いました。 時間が夕方になるため、参加できない職員もいるので職員全体で共有 が出来るように努めてまいります。
	9	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で 、児童発達支援計画を作成している	8	1		利用に際しての見学・体験時に保護者面談を行いニーズを把握したり、行動観察を記録し、個別支援計画を作成しています。外部でとった発達検査の結果等でも発達状況を把握し、支援計画に活かしています。
	10	子どもの適応行動の状況を把握するために 、標準化されたアセスメントツールを使用 している	6	2		
	11	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	8	1		ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」に則した支援内容を個別支援計画に表記しています
適切	12	児童発達支援計画に沿った支援が行われて いる	6	3		
な支援	13	活動プログラムの立案をチームで行っている	6	3		プログラムの目的や子どもの様子に合わせて職員の役割やサポートの 仕方を話し合えるよう努めています。
の提	14	活動プログラムが固定化しないよう工夫し ている	7	2		
供	15	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせて児童発達支援計画を 作成している	8	1		一人ひとりの発達に応じ、個別の課題と集団の課題を組み合わせて計 画しています。
	16	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、 その日行われる支援の内容や役割分担につ いて確認している	8	1		利用者の様子や支援の振り返りを行い、記録します。記録は全員が共 有できるようにスプレットシートで管理し、それらを次回のステップ
	17	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	9			アップや改善につなげていきます。
	18	日々の支援に関して記録をとることを徹底 し、支援の検証・改善につなげている	7	2		

	19	定期的にモニタリングを行い、児童発達支 援計画の見直しの必要性を判断している	8	1		半年に1回はモニタリングを行い計画を見直しています。
	20	障害児相談支援事業所のサービス担当者会 議にその子どもの状況に精通した最もふさ わしい者が参画している	7	2		
	21	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者 や関係機関と連携した支援を行っている	7	2		
	22	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている				
	23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている				
関係機関や保	24	移行支援として、保育所や認定こども園、 幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間 で、支援内容等の情報共有と相互理解を図 っている	9			
株護者との連	25	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有 と相互理解を図っている	8	1		
携	26	他の児童発達支援センターや児童発達支援 事業所、発達障害者支援センター等の専門 機関と連携し、助言や研修を受けている	5	2	2	児童発達支援センターの方と連絡を取り合い、研修を行っています。 事業所に来て研修していただいたり、講習会に参加しています。
	27	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流 や、障害のない子どもと活動する機会があ る	2	3	4	事業所として交流活動等の実績はありませんが、児童が保育所・幼稚園と療育を並行通園できるように通園日や利用時間を調整したり、保護者の希望で通園先との連携などを行なっております。
	28	(自立支援) 協議会子ども部会や地域の子 ども・子育て会議等へ積極的に参加してい る	4	4	1	長野市の自立支援協議会(子ども部会)に参加しています。
	29	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い 、子どもの発達の状況や課題について共通 理解を持っている	6	3		連絡帳のやり取りで日々の様子や困りごと、課題等お話したり、ご希望で個別面談等行っています。
	30	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム (ペアレント・トレーニング等) の支援を行っている	3	6		今年度ペアレントプログラムの実施はありませんでしたが、受講希望 の要望も高いため来今後の実施を検討します。
	31	運営規程、利用者負担等について丁寧な説 明を行っている	7	2		契約時に詳しくお話ししています。
	32	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	8	1		半年を目安に定期的にモニタリングを行い支援内容を説明し同意を得 ています。
	33	保護者からの子育ての悩み等に対する相談 に適切に応じ、必要な助言と支援を行って いる	8	1		
保護者へ	34	父母の会の活動を支援したり、保護者会等 を開催する等により、保護者同士の連携を 支援している	4	2	3	保護者会は今後開催するか検討していきます。
への説明責任等	35	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	9			

	36	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事 予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者 に対して発信している	8	1		月に1回通信を発行しています。 ブログでも日々の様子を発信しています。
	37	個人情報の取扱いに十分注意している	8	1		
	38	障害のある子どもや保護者との意思の疎通 や情報伝達のための配慮をしている	7	2		ことばと共にサインを使用したり、見てわかりやすい視覚カードを使うなど伝達方法を工夫したり、伝わる方法を利用者や保護者に合わせるようにしています。その日の活動内容をホワイトボードに記載し表示しています。
	39	事業所の行事に地域住民を招待する等地域 に開かれた事業運営を図っている	2	3	3	事業所として地域の方を招待するイベントは行っていませんが、今後 そういったイベントも行っていければと考えています。
	40	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、 感染症対応マニュアル等を策定し、職員や 保護者に周知するとともに、発生を想定し た訓練を実施している	9			
		非常災害の発生に備え、定期的に避難、救 出その他必要な訓練を行っている	9			
非常時等の対応	42	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等 の子どもの状況を確認している	7	1	1	利用契約時にお子さんの体調や服薬について確認しています。
	43	食物アレルギーのある子どもについて、医 師の指示書に基づく対応がされている	5	2	1	食物アレルギーで医師の指示所が必要な対象児童がいません。今後利 用があった場合、指示書に元図板対応を行っていきます。
	44	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で 共有している	5	3	1	毎日の振り返りでヒヤリハットした場面を記録に残し、再発防止に努めています。
	45	虐待を防止するため、職員の研修機会を確 保する等、適切な対応をしている	7	2		年に1回は全従業員を対象とした虐待防止研修を行っています。
	46	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行 うかについて、組織的に決定し、子どもや 保護者に事前に十分に説明し了解を得た上 で、児童発達支援計画に記載している	6	2	1	身体拘束に関しては、利用者本人の生命や身体を保護するため緊急を要する場合に、切迫性・非代替性・一時性であることを条件に行うことを職員の共通認識とし、行った場合は記録に残すことにしています。また、保護者にはそれらを契約書に記載し説明しています。

○この「事業所における自己評価結果(公表)」は、事業所全体で行った自己評価です。